

# 建設水道常任委員会

平成28年9月15日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎坂口 徹	○井上 卓也	中川 靖広
平川 理恵	木澤 正男	奥村 容子
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	植村 俊彦	都市建設部長	谷口 裕司
建設農林課長	上田 俊雄	同 課 長 補 佐	手塚 仁
同 課 長 補 佐	井戸西 豊	都市整備課長	松岡 洋右
同 課 長 補 佐	関口 修	上 水 道 課 長	井上 貴至
同 課 長 補 佐	扇田 一弘	同 課 長 補 佐	猪川 恭弘
下 水 道 課 長	寺田 良信	同 課 長 補 佐	岡村 智生

## 3. 会議の書記

議会事務局長	黒崎 益範	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 中川委員、平川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、中川委員、平川委員のお2人を指名いたします。お2人には、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第40号 平成28年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）を議題といたします。

理事者の説明を求めます。 寺田下水道課長。

下水道課  
長

それでは、本会議からの付託議案であります（1）議案第40号 平成28年度 斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）をご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

下水道課  
長

続きまして、2枚目でございます。

（ 2枚目朗読 ）

下水道課長 次に、3枚目をごらんください。工事位置図でございます。龍田西4丁目、稲葉西1丁目地内で、西公民館南側区域、町道511号線まで公共下水道管を埋設する工事でございます。

本議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5,000万円を超えることから工事の請負契約について議会の議決を求めるものであります。

契約の相手方及び契約金額につきましては、去る8月16日に指名競争入札を行いました結果、落札者が株式会社中谷組、落札率89.976%の1億7,947万4,400円となっております。

次に、資料1をごらんいただきたいと思います。工事概要でございます。施工延長は1,051メートル、推進工といたしまして176メートル、開削工事として875メートルの施工を予定しております。また、立坑工といたしまして4箇所、推進工事発進到達部の地盤改良として補助工12箇所、人孔工を36箇所、取付管及び柵工1式、付帯工1式を予定しております。工事期間は議会の議決後886日間とし、平成28年9月26日から平成31年2月28日までを予定をいたしております。

以上で、議案第40号 平成28年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）のご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、何とぞ原案どおりご承認賜りますよう、お願いをいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 これ、入札の応札業者が何社あったのかっていうのと、あと、この発注については、何でしたっけ、一括方式でしたっけ、方式がどういう発注の仕方をしたのか、教えてもらえますか。

下水道課長 応札業者は町内業者4社、それと町外の業者6社と、合計10社でございます。

それと、今回、設計から施工まで一括方式で、3年間の継続事業ということで進めております。今現在、町内の工区内の公共工事といたしましたら、設計と施工を分離してするのが原則でございますけれども、もう民間ではデザインビルド方式という形で、それを一括してそういうふうにするのが進めておられまして、公共下水道事業につきましては、もうほとんど、工事が終わっているところにつきましては、これから老朽管とか、そういう更新とか、改築工事にそういう多額の費用がかかっていくということで、国の補助金につきましても、そっちのほうへシフトおいていくということで、どうしてもこういう形で、いろいろな良い方法を選択するという方法で、今回、町も初めてこういう一括の方式を採用いたしております。

木澤委員 応札業者も数が結構あるから、こういう方式でいっても、入札に参加できないような業者があるかないかって心配されてはいたしたけども、その辺についてもクリアされているのかなと思いましたがけども。

あと、こうした方式でやっていくっていうことを、予算委員会的时候ですかね、説明受けましたけども、そのとき、国の方針どうこうっていうことはたしか言うてはらへんかったと思いますけども、ええ方法については、それは町独自でもう模索してやっていかはったらいいと思いますけど、今、課長、国のほうとしても方向性ではそっちのほうにシフトしているということですので、それはね、国とかの補助金きちっと活用してやっていけるほうがいいですから、その辺の連携も十分注視しながら進めていっていただきたいと思えます。

委員長 ほか、ございませんか。 中川委員。

中川委員 一概には言われないうんですが、推進工と開削工いうたら、どっちのほうが費用高いのかな。推進のほうが高いって聞いたような記憶あるねけど。

下水道課 基本的に、下水道工事につきましては、当然、経費が安い開削工事を原

長 則としておりますけども、その工事場所によりましては、当然、幹線の横断とか、水路を横断しやんなんとか、そして近隣の交通の状況とかあわせて、どうしても開削工事ではできない場合もあります。また、本管、下水道管を埋める場合、深さがどうしても3メートル以上とかなりますと、どうしても開削では無理になってくる場所もありますので、同じ距離を工事するにしても、どうしても推進工のほうが経費的には高くなってきますので、そういった面を考慮して、開削ですか、推進工ですかというのも決めております。

中川委員 まだ次の議案やねんけど、41号やねんけど、それとこの40号としたら、40号のほうが推進工がかなり短いねんけどね、まだ次の41号のほうが推進工がかなり多いねんけど、それに金額はこの40号のほうが高いっていう原因は何やねやろ。

下水道課 長 そうした、先ほど言いましたようなこともありますし、その土質によって、入れる機械の種類にもよって当然違ってきますので、一概に施工工事面積が、面積いうか距離が短くても、そういった場合が出てくるものと考えております。

中川委員 セやから費用の安くつく開削でなるべくしたい、せやけど開削でできないから仕方がないから高いけども推進しているっていう説明やったやんか、初めね。40号のほうが推進短いねん。41号は長いねん、高いのがな、経費の高つくのが。それに40号のほうが何で高いねやろ言うてんねんけど。落札額が。

委員長 谷口都市建設部長。

都市建設部長 推進工といいましても、一概に、軟弱層行く場合、軟らかいところをする場合とか、例えばこの竜田川から西方面になりますと岩盤層が非常に多いということで、やっぱり推進も特殊な機械が採用することになると思い

ますので、そういったことから、認可ベースプラス現場踏査で設計、今、これ、考えておりますけども、そういったことを参考にした中で金額の差が発生しているということをご理解いただきたいと思います。

中川委員　それと、前回、5,000万以下で議会に上程しなくてもいいという案件が、設計の見直しで、また議会にかけて日数が延びたっていう、業者さんでいうたら二隆建設さん受けはったのかな。その理由は、地質調査で出てこなかったものが出てきたっていうことで、それで、なるべくその現場に近いところで地質調査して、それを工事に反映させてもらいたいということを、私、申しあげていましてんけど、今度、この40号かて、もう竜田川から近所ですわな。この地質調査については、その点、問題ないのかな。

都市建設  
部長　まず、これ、今回初めて採用する発注方式でございますが、設計と施工一括発注でございます。だから、設計をしながら試掘もできるというメリットもございます。そうしたことから、従来よりも厳密な土質調査ができると考えております。

委員長　ほか、よろしいですか。

( な し )

委員長　これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長　異議なしと認めます。よって、議案第40号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（２）議案第４１号 平成２８年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その２）を議題といたします。

理事者の説明を求めます。 寺田下水道課長。 １４：３３

下水道課長 それでは、２番目の議案第４１号 平成２８年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その２）をご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

下水道課長 続きまして、２枚目でございます。

（ ２枚目朗読 ）

下水道課長 次に、３枚目をごらんください。工事位置図でございます。法隆寺東１丁目地内で、町道２０３号線より南側区域、町道２１５号線まで公共下水道管を埋設する工事でございます。

本議案につきましても、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、予定価格が５，０００万円を超えることから工事の請負契約について議会の議決を求めるものであります。

契約の相手方及び金額につきましては、去る８月１６日に指名競争入札を行いました結果、落札者が株式会社青山組、落札率８９．９９４％の１億７，３５７万７，６００円となっております。

次に、お手元の資料２をお願いいたします。工事概要でございます。施工延長は１，１１９メートル、推進工といたしまして５１８メートル、開削工事として６０１メートルの施工を予定しております。また、立坑工といたしまして８箇所、推進工事発進到達部の地盤改良として補助工を３３箇所、人孔工を３３箇所、取付管及び柵工１式、付帯工１式を予定しております。工事期間は、議会の議決後８８６日間とし、平成２８年９月２６

日から平成31年2月28日までを予定をいたしております。

以上で、議案第41号 平成28年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）のご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、何とぞ原案どおりご承認を賜りますよう、お願いをいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 こちらについても、応札業者の数、教えてもらえますか。

下水道課 先ほどの議案第40号と同じく、応札業者は、町内業者4社、そして町外業者6社の計10社でございます。

木澤委員 それと、さっき中川委員の質問で、もう40号については終わってもうたんですけども、せやから、地質の調査して、固い地盤が出てきて、変更するからってということに対して、設計も含めて一括にしているので対応していけるということと答弁いただいたかと思うんですけども、そうすると、今後、今の段階でもう調査してそれがなくてわかっているのか、それか今後出てきたときにそういう掘削の方法を変更しても金額の変更は出てこないっていうふうにとったらいいのか、それはどういうふうに解釈したらいいんですか。

委員長 谷口都市建設部長。

都市建設 部長 まず、現地踏査する中で、設計できあがってきます。その中で契約の金額というのは決めておりますけども、そこで、例えば大きく変更が発生するのであれば改めて変更契約のまた議決をいただくことになるかとは思いますが、ほぼ、今のこの認可ベースの中で調べる中では、よっぽどの大きな違いがない限りはないかと思っております。



木澤委員　　これ、もう既に、例えば開削工やったら601メートルで、推進工やったら518メートルでいけますよってというのは事前に調査して、見通し立ててはるわけですね。それはそれでまた別で費用でやってはると思うんですけども、だからその段階ではまだ、まだっていうんですかね、今までと同じ形での調査になって、そうすると、結局同じことが起こるんじゃないかなというふうに思うんですけど。

都市建設  
部長　　基本的には今おっしゃっていただいた考え方なんですけども、まず、ほぼこの設計で進めていくというのが基本になってまいります。そこで大きく、例えば今おっしゃったように、土質が、今、普通土で設計しておりますけども、それが岩盤になったというような極端なことになれば、設計が変更になると考えております。ただしそれは、施工する中でまたいろいろ調整はできるという認識は持っております。

木澤委員　　その調整の段階で、今までの発注のやり方と、今回新しくこういうふうに一括して発注していくやり方と、その調整の仕方でどう違うんですかね。何でこういうやり方だと対応力が幅広いついていうんですかね、いう形になるのか、ちょっとわからないんですけど。

都市建設  
部長　　先ほども説明させていただきましたけども、設計と施工と一括発注になりますので、設計段階、要するに図面を仕上げる段階で、もちろん試掘とかもボーリングでデータを得ますけども、それでまだ不可解なところがあれば試掘もできるというメリットがあるということです。ですから、より厳密な設計はできるという認識を持っておりますので、そのあたりは問題ないと考えております。

木澤委員　　1回調査はしているけども、もう1回、設計をする、詳細な設計のときに再度調査をするっていうことなんですか。

都市建設　　現状では、調査はまだしておりません。ですから、今の段階で、認可ベ

部長 ースで図面を仕上げたのを基本としておりますので、そこではまだ、想定図というのはいろいろなデータを持ってきた地層ありますので、その地層に基づいてつくり上げております。ですから、実際にボーリングして、そして、まだ、先ほど言いましたようにちょっと不思議なものがあれば試掘して確認をするといったことができるということです。

委員長 ほか、ございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第41号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。

松岡都市整備課長。

都市整備課長 継続審査、都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することについてであります。いかるがパークウェイの整備の進捗状況につきましては、次年度以降の予算確保と三室・紅葉ヶ丘区間の早期供用、五百井・興留区間の事業着手について、要望活動を行っているところでございます。

去る8月31日には、奈良国道事務所長及び奈良県知事に対しまして、予算確保と事業進捗についての要望を行っております。さらに、9月29

日には近畿地方整備局にて道路部長との面談を予定しておりまして、その後、国土交通省関係部署に対しましても事業促進について要望活動を行ってまいりたいと考えております。

以上で、①都市計画道路の整備促進に関することについての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

次に、②J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備課長 継続審査、都市基盤整備事業に関することについて、②J R法隆寺駅周辺整備事業に関することにつきまして、特に報告させていただく事項はございません。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。木澤委員。

木澤委員 今回、決算審査の中で、監査委員さんから、今後、駅周辺整備ですね、で25億円程度かかっていくということで財政的な懸念から指摘がされていたというふうに思うんですが、この間、継続審査としてこの駅周辺事業整備については項目として扱ってきていますけども進捗が見られないというのと、あと、見通しですね、今進まないっていうのと、今後の見通しについてはどうなっていくのかなど。

そもそも、地権者の皆さんとか、関係住民の皆さんの合意がないと進められないものですが、当初進めていこうということで整備の計画持っていますけども、それについて、今後も同じような形で進めていくのかど

うか、この点については、どこかの段階で再度ですね、検討して、方向性定めていかないかなかなというふうに思うんですけども、その点については、町はどんなふうに思っているんでしょうかね。

都市整備課長 町といたしましては、現在、法隆寺駅周辺整備につきましては、都市環境の整備としては非常に重要な施策であると考えてございます。法隆寺駅周辺地域を本町の交通拠点として、これまでの委員会でもお示ししてまいりましたアクセス道路、駅前広場の整備を行っていく必要があると考えております。財政見通しを立てることによりまして、町財政における負荷を常に意識しながら、より効果的な事業の推進を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

木澤委員 私も住民の皆さんから、私が聞くのは主に北口のほうですけどね、やっぱり町の玄関口やからきれいに整備してほしいっていう声は確かにあるんですけども、南口と北口とあるし、さらにそれ以外の部分でも駅周辺に絡んで整備を予定されているものがあると思うんですけども、ただ、まあ言うたらどれも進んでいないという中で、財政的に考えると、ほんまに今後、今、計上しているような金額でね、整備を進めていくことができるのかどうかという点もありますので、やっぱり現状に見合った形で整理をしていく必要があるというふうに思うんです。これ、総合計画の中でも位置づけされていますので、今、半分終わったところですから、すぐに今結論出すって問題ではないかと思えますけども、やっぱり今後、後期の5年間を進めていく中で、もうちょっとやっぱりコンパクト化していく必要はあるのかなというふうに思っていますので、だから、それはいろいろね、住民の皆さんとか、ほかの委員の皆さんのご意見も聞きながら、ちょっとやっぱり整理をしていってほしいなと思うのと、あと、以前ですね、JRの鉄道敷のところを町道にしていくということも話があったかと思うんですけども、いつの間にか消えてなくなっていると。それも、もともとどこからそういう話が出てきて、計画的にはどう位置づけられているのか、その経過がよくわからないし、現状もどうなっているのかよくわからないと

いうのも、それもやっぱり駅の周辺整備という中できちっと、必要なんやったらどういう位置づけにしていくのかとか、もうできないものやったらそれはもう省いていくとか、そういう整理も必要だと思うんです。

ですので、そういう点に関してですね、今、現状についての進捗がないということで毎回報告いただいていますけども、一定、すぐに次というわけではないでしょうけども、ちょっとやっぱり検討していただいて、また方向性を示していくということをお願いしておきたいというふうに思います。

委員長 ほか、ございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 農業委員会等に関する法律改正に伴う条例制定等について、理事者の報告を求めます。 上田建設農林課長。

建設農林課長 農業委員会等に関する法律の改正に伴う条例制定等について、報告させていただきます。

説明させていただく前に、申しわけございませんが、資料、追加資料1枚配布させていただきたいんですけども、委員長、よろしいでしょうか。

委員長 はい、どうぞ。

建設農林課長 申しわけございません。

それでは、説明させていただきます。資料3をお願いいたします。

最初に、1. 趣旨でございます。農業委員会等に関する法律の改正が、

平成27年9月4日に公布され、平成28年4月1日より施行されました。その改正により、農業委員会の選出方法の変更、農業委員会の業務の重点化、農地利用最適化推進委員の新設が主な改正内容となっております。

それでは、2. 概要について説明させていただきます。

まず、(1) 農業委員会の業務の重点化でございます。農地等の利用の最適化として、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進について農業委員会の必須業務に位置づけられております。

次に、(2) 農業委員の選出方法の変更でございます。現在の農業委員20人の選出方法は、公選制により15名、団体推薦等の委員が5名でございますが、今回の改正では、議会の同意を得て町長が任命する任命制に変更されることとなります。その任命に当たりましては、過半が認定農業者とすることや、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を1名以上入れること、また、委員の年齢・性別に著しい偏りが生じないようにすること、例えば女性や青年の積極的な登用、農業委員の定数は委員会を機動的に開催できるよう現行の半分程度とすることなどが求められております。

斑鳩町農業委員の定数につきましては、現行の農業委員数について、旧農業委員会等に関する法律第7条第1項及び第12条第1項第1号及び第2項の上限定数27名に対しまして、斑鳩町では20名で活動いただいております。今回改正された農業委員会等に関する法律第8条第2項及び施行令第5条では、農業者戸数が1100戸以下または農地面積が1300ヘクタール以下の農業委員会の上限定数は、27名から半数の14名に変更されております。なお、斑鳩町の農業者戸数は621戸、農地面積は354ヘクタールでございます。現行の斑鳩町農業委員数20名の半数では10名となることなどから検討した結果、斑鳩町農業委員の定数案として、12名が適当であると考えております。

次に、農地利用最適化推進委員の新設でございます。農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最

適化推進委員を委嘱しなければならないとされており、農地利用最適化推進委員は、各自の担当区域を定め、新たに担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進のために活動を行うこととしております。農地利用最適化推進委員の定数は、農業委員会等に関する法律第18条第2項及び農業委員会等に関する法律施行令第8条により、区域内の農地面積のヘクタールを100で除した数以下とすると規定されております。ただし、1未満の端数については切り上げるとなっております。斑鳩町農地台帳面積354ヘクタールであることから、斑鳩町農地利用最適化推進委員定数案として、4名を考えております。

次に、農業委員及び、農地利用最適化推進委員の任命及び委嘱の進め方でございます。2枚目のイメージ図をお願いいたします。

まず、農業委員では、農業者、農業者が組織する団体、その他の関係者からの推薦や委員になろうとする者を募集いたします。候補者が定数を超えた場合には、農業委員会等に関する法律施行規則第5条第2項において、「募集に応募した者の数が定数を超えた場合の任命に当たっては、関係者からの意見の聴取その他の当該任命の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されており、この必要な措置として、農業委員候補者評価委員会を設置し、候補者の評価を行い、評価結果の意見を町長へ報告することになります。そして、町長により農業委員候補者を決定し、町議会の同意を得て任命することとなります。

一方、農地利用最適化推進委員につきましても、農業委員の推薦、募集と同時期に行います。農地利用最適化推進委員の候補者が定数を超えた場合には、農業委員会で選考し、決定し、農業委員会により委嘱いたします。

次に、農業委員と農地利用最適化推進委員の連携について、説明させていただきます。今お渡しいたしました追加資料をごらんください。農業委員会が農地等の利用の最適化の推進の成果をあげるためには、農業委員と推進委員が密接に連携し、それぞれの使命を十分に果たしていくことが重要となります。このため、農業委員会は農地利用の最適化の推進に関する

指針を定めるときまたは指針を変更するときには、農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならないこととされております。農地利用最適化推進委員は、指針に従って活動を行うこととなっております。農業委員の総会では、農地利用最適化推進委員に対し、その活動について報告を求めることができ、農地利用最適化推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会の会議に出席し、意見を述べることができると規定されております。また、担い手への農地等の利用の集積・集約化の遊休農地の発生防止・解消を目的とする農地中間管理機構の業務と農業委員会の所掌事務が連動することで施策効果が大きくなることから、農地利用最適化推進委員のみならず、農業委員の活動を含めて、農業委員会と農地中間管理機構が密接に連携し、遂行することとなります。

では、もとのページに戻っていただきたいと思っております。3. 条例の制定等でございます。斑鳩町農業委員会の委員の定数に関する条例、以下、各条例、規定等について、制定、廃止、改正を予定し、条例につきましては12月議会に上程してまいりたいと考えております。

次に、4. 委員等の任期についてでございます。(1) 農業委員の任期は、これまでと同様に3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残留任期とすることと規定されております。また、任期満了後も後任の委員が就任するまではその職務を行うこととされております。

(2) 農地利用最適化推進委員の任期は、農業委員の任期満了の日まで在任することと規定されており、任期満了後も後任の推進委員が就任するまではその職務を行うこととされております。

最後に、5. 今後のスケジュールでございます。農業委員会等に関する法律の改正に伴う各条例につきましては、12月定例会に上程させていただき、次期農業委員及び新たに設置いたします農地利用最適化推進委員を平成29年3月に公募を予定し、平成29年6月定例会に農業委員の任命について上程させていただきたいと考えております。

以上、農業委員会等に関する法律の改正に伴う条例制定等についての説明とさせていただきます。



委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
中川委員。

中川委員 この委員会で議論する前に、先に、さきの12日の農業委員会で農政特別委員会を開催していただき、その後に農業委員会の総会を開いていただいていると思うんですが、私も出席をさせていただいていますが、その場での現の農業委員さんのご意見というのを各委員さん方に聞いていただいたほうが議論もしやすいと思いますので、できたら報告をしていただきたい、そのように思います。

建設農林課長 9月12日に農政特別委員会及び農業委員会の総会において同様の説明をさせていただいております。その場で出ました委員さんからの意見を紹介させていただきますと、農政委員会においては、質疑がありましたものの、特に意見は出ておりません。

そして、農業委員会の総会では、3名の方から4つの意見をいただいているところでございます。その意見といたしましては、1つ、農業委員の法的な上限が14名に対してなぜ12名なのか。現行の20名でも町内の農地などに目が行き届かない状況で12名は少なすぎる。予算的な問題であれば、報酬を減らして人数を確保するほうが大切である。新たな体制でスタートすることになるので、まずは14名でスタートし、人員的に問題なければ人員を削減するということでもよいのではないかという意見ですね。

2つ目として、農地利用の最適化業務が任意業務から必須業務になったことについて、業務がふえるのになぜ委員の数が減るのか。最低、法的な上限を確保する必要があるのでは。

3つ目です。法改正で業務がふえて委員の数が減るのであれば、現在の業務のさまざまな業務の合理化を図る必要があるのではないか。

4つ目といたしまして、改正点の最大の業務である担い手への集積、集約化、耕作放棄地の発生防止活動などの業務を行っていくのに、委員定数削減はよくない。行政のコスト削減にしか見えないといった意見が主な意

見でございました。

委員長       これについて、皆さん、委員さん、ご意見ございますか。   木澤委員。

木澤委員       意見というか、質疑したいんですけども、農業委員さんから4つの、これ、定員が12では少ないと。14に、やっぱり最大値をまずとるべきだあっていうふうに意見いただいているかと思うんですけど、町の考え方はどうなんですか。

建設農林課長   町の考え方といたしましては、先ほども説明の中でちょっと触れているんですけども、法におきまして上限委員数が27名に対しまして、現在の農業委員数が20名と、今現在、定めていっています。今回の法律改正によって、上限委員数が27名から14名、約半分ですね、に改正されている中で、現行委員数20名に対して、その半分では10名と斑鳩町ではありません。改正の中で、利害関係者1名もしくは年齢・性別に偏りが生じないというような配慮もしていくことから、その2名程度を含めた12名が適当と考えているところでございます。

木澤委員       今の答弁はちょっと機械的やと思うんですけどね。農業委員さんからそういう意見出ているのに、示された基準がこうだからそれに当てはめて考えますよっていうのは、ちょっと柔軟性がないかなと。そこはやっぱり農業委員さんの意見っていうのはよう聞いた上で再度検討していただきたいなというふうに思うんです。

私も、これ、農業の関係ってあまりよくわからないので、新たな選出方法として、認定農業者を過半とする、原則とするというふうに書いているんですけども、現行はどうなんですかね。

それで、認定農業者さんっていうのの規定がちょっとよくわからないんですけども、教えてもらえませんか。

建設農林       まず、認定農業者について、ちょっと説明させていただきます。まず、

課長 認定農業者につきましては、農業経営基盤強化促進基本構想に示された制度でございまして、農業経営の目標に向けて、みずから経営改善などに努めた計画を市町村に提出し、市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者のことを認定農業者と呼んでおります。認定農業者には計画を定められたことに努めていきますので、国から支援措置を優先的に講じられるといった特典がございます。それが認定農業者でございまして、今現在、斑鳩町におきましては、認定農業者5名おられます。

木澤委員 そうすると、例えば12名にするにせよ、14名にするにせよ、過半を原則とするってなっているけど、これ、数が足りないことになりますけども、あくまで原則ですから、足らなくても、一応法的には問題ないというふうな解釈になるかもしれませんけど、その対応っていうんですかね、はどう考えてはるんですか。

建設農林課長 改正の法律におきましては、認定農業者の数が定数の8倍に満たないような市町村、だから今、もし12名といたしましたら、96名に満たない認定農業者の数であれば、その過半に、認定農業者プラス準ずる者という、認定農業者に準ずる者という人を入れることができる。それをもって過半数を到達するということになっておりまして、その準ずる者の規定がさまざまございます。例えば、元認定農業者であった人、それとか、認定農業者が行う耕作に従事し、経営に参画する者、もしくは認定就農者、新しく新規就農になられた方ですね、それとか、農業の経営または技術についてすぐれた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者などの方々が入ってくると。それを斑鳩町、今までやめられた方とか、やめたというか、もう計画書を提出されていない方っていう説明のほうがいいと思うんですけども、そういった方を含めると、22名おられるということでございます。

木澤委員 そういう方も含めると一応、準ずる者というふうに見られるというふうに一応は思っているということですね。

あと、最適化推進委員が新たに設置されるということですけど、そのメンバーについては、これは町が任命していくんですかね。

建設農林課長 農地利用最適化推進委員につきましては、同じような募集過程を踏みますけども、農業委員会が委嘱するということになっております。また、認定農業等の規定等もございません。地域に割り当てた活動、地域で活動される方というような認識でございます。

木澤委員 あと、法改正になって、私もちょっとあんまりよくわかってないんですけども、もともとはこれ、公募に対して定員超えている場合は選挙でしたよね。それで、こういうふう to 今度、評価委員会をつくってですかね、そこで意見もらって、それで議会に提案していくということで、選考の方法として、町が選挙を行っていくという方法を取りえることは法的にはできないんですか。

建設農林課長 町が選挙するという事は、今、想定はいたしておりませんし、できません。

委員長 ほか、ご意見。 平川委員。

平川委員 農地の転用については、今までどおり農業委員で判断されるということで、この農地利用最適化推進委員は、それについて意見を言うってということなんですか。

建設農林課長 そのとおりでございます。今までどおりの農業委員の事務でございます。

平川委員 あと、団体からの推薦っていうのは、どういう団体になるんですか。

建設農林 団体とは、農家組合、各水利組合、もしくはJAなり、共済組合って

課長 うのがありますので、そういった団体のことでございます。

平川委員 特に、公募するっていうことは、農家である必要はないっていうことな  
んですか。

建設農林 特に、今回は幅広く応募できるということなので、農家である必要はご  
課長 ざいませぬ。ただし、法律の文言につきましては、農業に関する識見を有  
し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌  
に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者のうちから選  
ぶということになっておりますので、必ずしも農家ではないもののそうい  
った識見を有する方からということでございます。

平川委員 あと、評価委員会っていうのは、これはどういう組織になるんですか。

建設農林 評価委員会につきましては、定数をオーバーしたときに、そこで、応募  
課長 された方のいろいろな、履歴というか、農に関するものを評価させていただ  
くものでございますけども、現在まだ、規定等につきましてはこれから  
作成もしくは検討に入っておりますので、細かい詳細につきましては、  
まだ未定でございます。

平川委員 ということは、常時設置しているものではなくて、農業委員を選出する  
ときにその都度設置されるものという理解でいいんでしょうか。

建設農林 そうでございます。

課長

平川委員 あと、先ほどの認定農業者なんですけれども、現在はその5人の方は、  
そういう農業委員会の組織にはかかわっていらっしゃる方なんですか。

建設農林 現在、5名のうちですね、農業委員さんになっておられる方は3名でご  
課長 ざいます。

委員長 ほか。 中川委員。

中川委員 私も今現在の農業委員会に出させていただいている立場から申しあげましたら、地域の遊休農地を活用して遊休農地の解消に取り組むプロジェクトチームを立ち上げていただいて、幼稚園なり、小学校なりの給食の食材をつくったり、中宮寺門前そばのソバ粉をつくったり、ナノハナを植えて菜種油をつくったり、また、その菜種油でこの前も法隆寺さんにね、奉納していただいて、去年からしていただいているんですが、去年、ことしと続いてね、そうしてそういう取り組みもしていただいて、各新聞報道にも載っておりますしね。国が言うこの戸数や平米数に当てはまらない数字っていうのが各地域によって違うと思うんですよ。今の20人でやっているその事業の運営でもね、20人が必ず参加できるかいうたら、個人的な事情もあり、体調もあり、全員が参加することも難しいような中でね、出てこられる方が苦勞して、一生懸命その事業を進めておられる中で、なぜこの14名っていうような、こんな数字合わせのね、14名っていう無責任な数字を出してきた国のことも理解はできませんが、それよりね、その実情わかっている町自体が、その14やなしに12にするっていうこと自体、私はもう絶対に理解できませんのでね、これに対しては12月に修正案の提出もあるということ視野に入れて、もう1度協議していただきたいということを申しあげておきます。

委員長 ほか、ご意見ございませんか。 平川委員。

平川委員 あと、女性、青年も積極的に登用とあるんですけども、そういう各団体から推薦していただいた方が机の上に乗ったときに、それぞれ偏りが無いようにって言われても、それぞれがこの方って出してきたものをどういうふうに偏りが生じないようにするっていう調整ができるのかっていうことと、今現在、女性の農業委員さんっていうのはいらっしゃるのか、何人いらっしゃるのか、そのあたりはどうなっていますか。

建設農林課長 現在の農業委員さんに、女性の方はおられません。  
そして、この偏り、性別と年齢の偏りをなくすという話なんですけど、公募するときに、団体等につきまして、もうあらかじめ町においてそういったお願いとして、なるべく青年もしくは女性の方に出てきていただきたいというようなことをお願いして努めていきたいと考えております。

委員長 ほか、よろしいですか。

( な し )

委員長 それでは次に、(2) 西和衛生試験センター組合解散に伴う上水道水質検査機関の移行について、理事者の報告を求めます。 井上上水道課長。

上水道課長 それでは、各課報告事項(2)の西和衛生試験センター組合解散に伴う上水道水質検査機関の移行について、報告させていただきます。

今日まで、斑鳩町上水道の水質検査につきましては、西和衛生試験センター組合に依頼し、実施してまいりましたが、当該組合の解散に伴いまして、平成29年4月から水質検査機関として奈良広域水質検査センター組合に水質検査を依頼することで事務手続きを進めているところでございます。12月議会において奈良広域水質検査センター組合への加入手続きを議案として上程する予定をいたしております。

なお、28年10月から平成29年3月までの間に必要な上水道の水質検査につきましては、奈良広域水質検査センター組合において仮受け入れをしていただくことで協議が整っているところでございます。

以上で、西和衛生試験センター組合解散に伴う上水道水質検査機関の移行についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
中川委員。

中川委員 今までの西和衛生試験センターに払っていた負担金、その中には、水道の水質検査や河川等、いろいろ、何項目かの水質検査が入っておると思うんですが、今後、移行した場合、水道の水質検査にこの組合に支払う負担金がいくらぐらいかかるのかと、他の水質検査をするのにどれぐらいの費用かかるような見込みをされているのか、今わかっていたら教えていただきたいと思うんですが、どうですか。

上水道課長 奈良広域水質検査センター組合に移行した場合の負担金と、水質検査ですね、費用ということでございますけれども、まず、負担金につきましては、奈良広域水質検査センター組合と県の協議もしておるんですけれども、約76万程度が必要であるというふうに見込んでおります。また、検査手数料につきましても試算しておりますが、年間で320万円程度が必要になってくるのではないかとというふうに想定をいたしているところでございます。以上です。

中川委員 今の390万ほどで、今までと同じだけの水質検査をできるということ、いう理解でよろしいねんな。390万。今は大体どれぐらいかかっているのかと。

上水道課長 今までと同じような水質検査はできるということでご理解をお願いします。

(「費用負担」と呼ぶ者あり)

委員長 池田副町長。

副町長 まず、上水道の場合につきましては、西和衛生試験センターのほうでは無料でやっていただいております。といいますのは、あれは組合運営、7町で運営しておりますので、7町で組合の分担金、各町、7町で分担金



を支払っています。その分担金の、毎年の平均ですね、機器を買う年度とかは相当大きいですので、分析機械は高いですねん、大体1,300万円から1,600万円。毎年、1,300万円から、斑鳩町については、1,600万円支払っておりました。今後、来年以降につきましては、水道除いた分で900万、水道は、約、今、課長、400万言いましたので、大体合計は1,300万ぐらいですね。ですから、毎年払って、分担金の最低限度のラインではいけると。トータルとしては、今、平均したらトータルよりは安なってくるということでございます。

また、西和衛生試験センターも古くなっておりますので、今後、機器の買い替えも発生してまいります、分析機械の機器が。それらのことを考えますと、平均的には安なって、今までよりは安いというように理解していただいたら結構でございます。

中川委員 今までは7町で運営していた組合なので、その7町で、機器の購入の際には7町の負担金が多くなる。それなら、県の運営やから加入している市町村には何ら負担はないということで。機械の購入の際に。

副町長 それについては、もう、平均してやっておりますので。それで、加入団体も多いですので。極端に、例えば、仮に1,000万の分析機械買いますと、7町で負担するのと、やはり38、今度38と非常に大きくなりますので、その負担割合は少なくなってくるということでございます。

中川委員 せやから、大きな施設の改修とかあった場合には、やっぱりその年度は高くなる、今までと同じですよ。ただ、割る数が、分母が多くなるから負担はそんな大きくは変わらないけども、何かあったときには、その年度によって違うという認識でよろしいねんね。

副町長 例えば、建物を例えばもう改築、建てかえするとかあった場合、やはりそれを一旦、起債を借りますので、それを平準化して、ならして行って、若干高くなると。それになっていっても、今までの広域7町でやって

いるより効率的な運営になってくるので今までよりは安いということでご  
ざいます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 まず1つは、今回、もともと西和衛生試験センターでしていた検査を、  
民間でできるからってということで解散するというので、厚生常任委員会  
での説明では民間委託をしていくということで理解をしていましたけど  
も、今、副町長の答弁の中だと、水道以外にも、この新しい県の広域の水  
質検査センター組合のほうで検査していただくものもあるというふうに聞  
こえたんですけども、そこはどうなるんですか。

副町長 県の施設はもう水道水だけでございますので。今、各、憩の家とか、い  
きいきの里のお風呂ありますわね、あれも検査必要になってきますので、  
それらについてはもう、県のそれはもう、水道だけになりますので、それ  
ら以外はもう民間に委託してやっていくということでございますので。

木澤委員 費用負担については、今まで、西和のほうやったら検査は無料やったん  
ですね。せやけど、県のほうに行こうと思ったら、検査費は要ると。ただ、  
それも含めて、負担は低くなるってというような理解でいいんですね。

あと、それと、民間と比較した場合ですね、この広域の水質検査センタ  
ー組合のほうに委託するのは別に悪いって言っているんじゃないですけど  
も、その比較はされた上でこういうふうに方向性出してはると思うんです  
けど、そこはどうです。

委員長 小城町長。

町長 今、木澤委員おっしゃるように、もう西和試験センターそのものは、王  
寺周辺広域7か町の関係、名称は西和試験センターに変わっていますけど  
も、もう当時、武安町長が会長のときにですね、もうこれは県に委託する

と、県が何とかこの西和試験センターというのか、とってほしいという、かなり要望をされていた。そして、もう今現在かわっておられますけども、結局今の今中会長になってですね、私はこの提案したのは、もうこの試験センターをやめなかったら、いつまでもこうしてやっていくけども、最終的に責任は誰がとるのかと。技術者がおるのか、そういう関係も踏まえてですね、そういうことははっきりしていかないかんとということで、3年ほどかかって、これ、一応やめると。やめる場合は、やっぱり職員もどういう対応をするのか、あるいはこの庁舎をどうするのかということも、今現在、管理者がいろいろと相談していますし、副管理者は安堵の町長ですから。そういうことを考えたら、十分やっぱり県との関係の、水道の水の関係は全部いけますし、そこは負担金も安いですし、そういうことはもう以前からわかっていたんです。だけどやっぱり、つくった以上は、県はとってくれないですから、やっぱり継続をしていかなければならんということでやってきたんです。それを早く決断しようということで、3年ほどかかって、ようやくことしの9月というか10月で一応終わるということで、これからはやっぱり県との関係、あるいはまた民間、水道以外の関係は民間にしますけども、私はやっぱり経費的には安くなると思いますし、負担金というのは、ただもう毎年、議会でも、こうして西和試験センターは斑鳩町は一千何万という負担を出しますよというだけであって、それならこれも一緒だということで委員さんご理解をいただいていますけども、しかし、これ以上やっぱり続けていくちゅうのは、私はもう今の現状から言うたら西和試験センターは無理であると思っておりますし、そういうことも踏まえたら、早くこういう決断を、今中管理者はやっていただいたということで我々は喜んでおりますし、これからやっぱりそういう県とか、あるいは民間に対してですね、やっぱりちゃんとした、水質をどうしていくかということもやっぱりわかりますから。皆さんおっしゃるのはやっぱり、西和試験センターでやって、そうしてその水質の関係も広報に載っているけども、これはほんまは確かに間違いないのかと、こういう方もおられるわけです。そういうことも踏まえたら、やっぱりこの試験センターちゅうものを早く処置していかなかったら、やっぱりもう技術者が試験

センターにいないんですよ。だから、そういうことも考えたら、やっぱりこういう現状ちゅうのは、今、特に、東京の築地から変わる場所での水質の関係とかいろいろな関係、やかましく言われていますから、そういうことについてはやっぱりこれから住民がよく理解をいただくような、そういうものにしたほうが私はいいいということで、こうしていくということでご理解いただきたいと思います。

(「民間との比較、費用の」と呼ぶ者あり)

委員長 谷口都市建設部長。

都市建設部長 民間と比較した、手元に資料ございませんけども、我々、法的に定められました水質項目、要するに上水項目51項目、原水で39項目、そして水質管理項目27項目ですね、それと、普段、一般的にはもう一般大腸菌とか、そういうなのも検査含めますと、民間に委託するよりもはるかに安いという認識でこちらに決定しております。また、奈良県下、今度、西和7町が入りますと、奈良市以外の奈良県全域の市町村がこの水質検査センター組合に加入するということになりますので、そういったことも踏まえてご理解いただきたいと思います。

木澤委員 当然、パイが大きくなるほうが負担も少なくなるし、合理化も図れるというふうに思うので、その考え方は別に理解できないことはないんです。

もう1つ確認したいんですけども、そうすると、この広域の水質検査センター組合のほうで、町は上水のほうを検査お願いするということですけども、今まで西和衛生試験センターでやっていた水質検査っていうのもこっちでできるんじゃないですかね。それはできないんですか。

都市建設部長 今、水質検査センターにおきます受け入れは、上水を供給している施設で市町村が管理するものとか、簡単に言いますと水道水しか受けないといったことなんです。この施設いいますと、県の水道局の御所浄水場に位置

するものでございます。

委員長 平川委員。

平川委員 今、西和水質検査センターでしている検査で、今度の移行したときにできないものっていうのは、憩の家とか、お風呂だけなんですか。例えば学校のプールであったりとか、ほかの検査項目で外れるものっていうはないんですか。

委員長 池田副町長。

副町長 今、谷口部長説明しましたように、県の施設は水道水しか検査しないということなので、それ以外の分は全てもう民間に委託するという事です。ですから、プールとかいうのは全部、全て民間ということになります。

平川委員 その対象から外れるものが、どんなものが、具体的には。

副町長 水道水が対象です。ですから、ジャーっと流しているうちの分しか対象、水道でつくる分だけです。ですから、上水道つくって、学校のプールに使いますわね。プールへ入ってきますわね。プールへ入るでしょう。それなら、プールの水質いうのは、これ、プールの中でやっぱり大腸菌等もありますので、これらについては、もう水道ではないです。一旦もうジャーっと出したら。ですから、これはもう民間に委託するという事でございますので。水道つくるときの段階の分だけをするということです。

平川委員 それは重々承知しているんですけど、今、既に西和の試験センターでもらっているけど、入らないものはどんなものがあるんですか。

副町長 最初言いましたように、憩の家のお風呂はございます、お風呂ね。学校

のプールあります。それと、いきいきの里のお風呂がございます。それと、河川、大和川とかで水質検査やっているんですわ、富雄川とかで。これの水質検査が主なものでございます。

委員長 ほか。もうよろしいですか。

( な し )

委員長 ないようでしたら、私のほうから皆様にご相談させていただきたいと思  
います。

ただいまの報告にありました奈良広域水質検査センター組合について、  
現地調査を行ってはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、奈良広域水質検査センター組合の現地調査ということで調整  
させていただきますので、よろしく願いいたします。

ほかに、理事者側から何か報告しておくことはございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わりま  
す。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受け  
いたします。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。

それでは、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

(午前10時11分 閉会)